

議案第5号

令和3年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針の決定の件

令和3年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針を、別紙のとおり決定する。

令和2年5月19日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

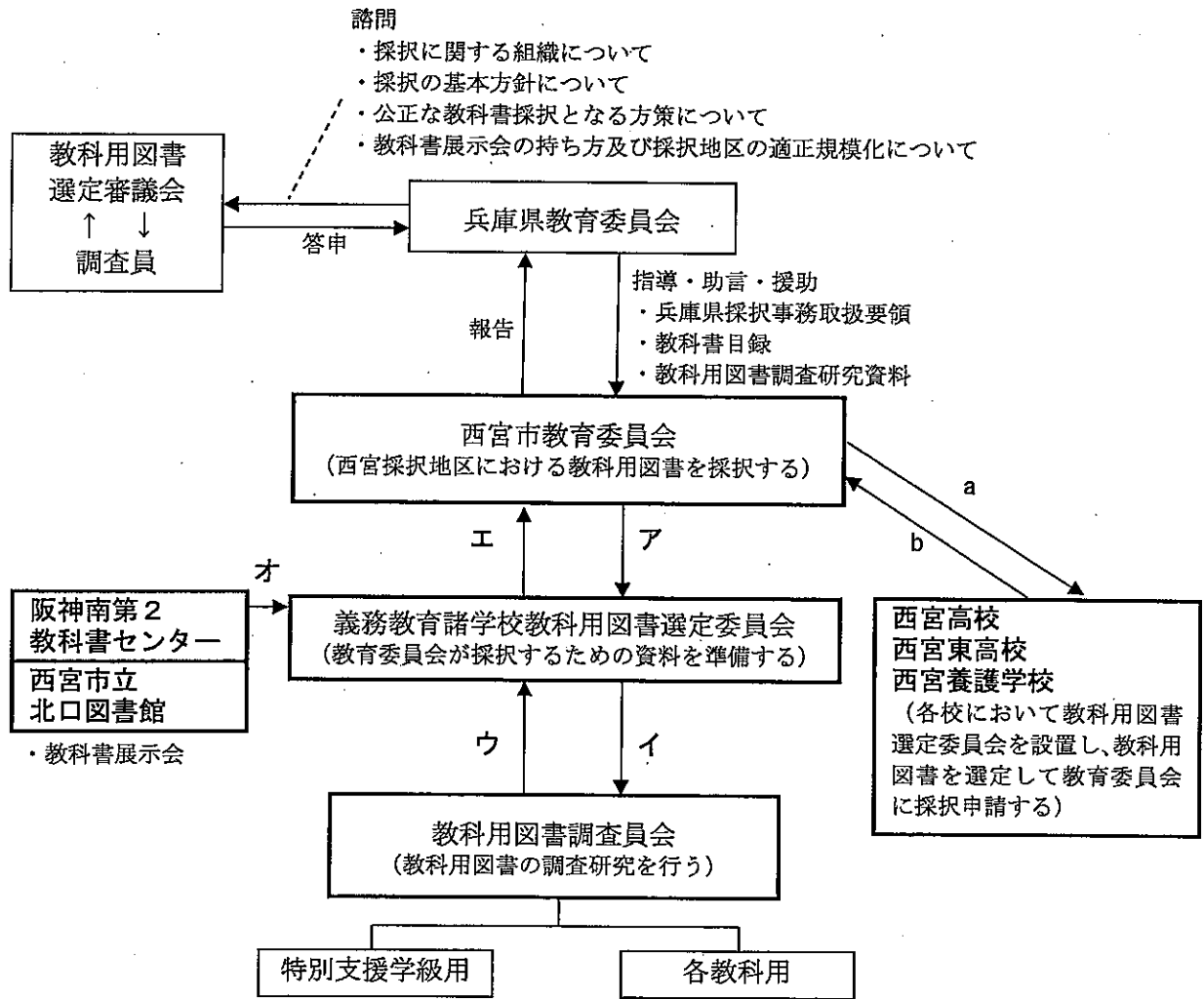
令和3年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針

西宮市教育委員会

- 1 令和3年度使用西宮市立学校教科用図書については、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に基づき、本市の児童生徒の実態に最も適した教科用図書を、教育委員会が採択する。
- 2 本年度の教科用図書の採択
採択は、各選定委員会の報告及び採択申請に基づき、教育委員会が決定する。
 - (1) 小学校、義務教育学校前期課程教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、前年度採択した教科用図書を採択する。
 - (2) 中学校、義務教育学校後期課程教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、本年度は採択替えを行う年度にあたるので、採択の対象となる教科用図書を公平に調査し、本市の生徒の実態に最も適合した教科用図書を採択する。
 - (3) 特別支援学級における学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」の採択にあたっては、児童生徒の実態に応じ、かつ教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。
 - (4) 高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択にあたっては、各学校単位で選定等の作業を進める。各学校は自校の教育課程に最も適合した教科用図書を教育委員会に採択申請し、その申請に基づき、採択する。
- 3 採択に関する組織
教科用図書の採択にあたり以下の組織を設ける。
 - (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教科用図書の採択については、義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置する。また、調査研究のために、教科ごとに調査委員会を設置する。調査委員会が教科用図書の調査研究を行い、義務教育諸学校教科用図書選定委員会が報告を行う。
 - (2) 高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択については、高等学校及び特別支援学校ごとに教科用図書選定委員会を設置する。
- 4 教科用図書採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性を確保するため万全の措置をとる。

以上

◆教科書採択のしくみ



※上記記号の意味

ア 指導・助言・援助

- ・義務教育諸学校の教科用図書採択について、採択のための資料とする教科用図書の調査研究について指示する。
- ・採択に関する基本方針を示す。

イ 委嘱

- ・調査員に教科用図書の調査研究を委嘱する。

ウ 報告

- ・教科用図書の調査研究結果を報告する。

エ 報告

- ・教育委員会が採択を行うための資料として、教科用図書の調査研究結果をまとめ報告する。

オ 情報提供

- ・教科書展示会において集約した市民等の意見を、参考資料として提供する。

a 諮問、指導・助言・援助

- ・高等学校及び特別支援学校の教科用図書採択において、選定する教科用図書について諮問する。
- ・採択に関する基本方針を示す。

b 採択申請

- ・選定した教科用図書を採択申請する。

義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。）第50条の規定に基づき、義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の傍聴)

第2条 選定委員会の会議は非公開とする。

(会議録の調製)

第3条 選定委員会の委員長は、会議録を調製し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 会議の主な内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(会議録の公開)

第4条 会議録は当該年度の8月31日まで非公開とする。

(情報の提供)

第5条 前条に定めるほか、会議に係る情報の提供に当たっては、同条の規定による会議録の取り扱いに準ずるものとする。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(調査員会)

第7条 選定委員会は、採択替えのできる年度及び発行が行われなくなった教科用図書があった場合、教科用図書に関する調査研究を行わせるために必要な調査員会を置く。

- 2 小学校・中学校の調査員会は、選定委員会の依頼に応じ、採択の対象となる教科用図書の全般にわたって調査研究を行い報告する。
- 3 特別支援学級用の一般図書の調査員会は、国や県が提示する一般図書一覧を基に推薦する。
- 4 調査研究にあたっては、県教育委員会の調査資料を参考にするとともに、必要に応じて、県教育委員会に指導、助言、援助を求めるものとする。
- 5 調査員会を構成する調査員は、原則として、小学校では国語科と算数科13名、社会科と理科7名、特別の教科 道徳5名、その他の教科5名とし、中学校では社会科16名、国語科、数学科、理科、外国語科10名、特別の教科 道徳5名、その他の教科7名とする。
- 6 特別支援学級用の一般図書の調査員は、5名とする。
- 7 調査員は指導主事、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭をもって充てる。
- 8 調査員のうち、指導主事、校長、教頭は学校教育課長が推薦し、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭は各学校から校長が推薦し、選定委員会が委嘱する。
- 9 調査員会を置く期間は、調査員会設置の日から8月31日までとする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- この要領は、平成27年4月1日から実施する。
この要領は、平成29年4月1日から実施する。
この要領は、平成30年4月1日から実施する。

西宮市立高等学校及び西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）第50条の規定に基づき、西宮市立高等学校教科用図書選定委員会及び西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の傍聴)

第2条 選定委員会の会議は非公開とする。

(会議録の調製)

第3条 選定委員会の委員長は、会議録を調製し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 会議の主な内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(会議録の公開)

第4条 会議録は当該年度の8月31日まで非公開とする。

(情報の提供)

第5条 前条に定めるほか、会議に係る情報の提供に当たっては、同条の規定による会議録の取り扱いに準ずるものとする。

(任務)

第6条 選定委員会の委員長は、選定結果を選定資料とともに、市教育委員会に採択申請する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成30年4月1日より実施する。

学校教育法 附則第9条

平成30年改正

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教育用図書を使用することができる。

② 第34条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

令和2年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針

西宮市教育委員会

- 1 令和2年度使用西宮市立学校教科用図書については、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に基づき、本市の児童生徒の実態に最も適した教科用図書を、教育委員会が採択する。
- 2 本年度の教科用図書の採択
採択は、各選定委員会の報告及び採択申請に基づき、教育委員会が決定する。
 - (1)小学校については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、本年度は採択替えを行う年度にあたるので、採択の対象となる教科用図書を公平に調査し、本市の児童の実態に最も適合した教科用図書を採択する。
 - (2)中学校については、「特別の教科 道徳」以外の教科書について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、本年度は採択替えを行う年度にあたるので、本市の生徒の実態に最も適合した教科用図書を公平に採択する。但し、令和2年度使用中学校教科用図書については、使用期限が1年限りであること、また新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことにかんがみ、採択替えを見送り、昨年度と同一の教科用図書を採択する。
 - (3)特別支援学級における学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」の採択にあたっては、児童生徒の実態に応じ、かつ教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。
 - (4)高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択にあたっては、各学校単位で選定等の作業を進める。各学校は自校の教育課程に最も適合した教科用図書を教育委員会に採択申請し、その申請に基づき、採択する。
- 3 採択に関する組織
教科用図書の採択にあたり以下の組織を設ける。
 - (1)小学校・中学校の教科用図書の採択については、義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置する。また、調査研究のために、教科ごとに調査員会を設置する。調査員会が教科用図書の調査研究を行い、義務教育諸学校教科用図書選定委員会が報告を行う。
 - (2)高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択については、高等学校及び特別支援学校ごとに教科用図書選定委員会を設置する。
- 4 教科用図書採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性を確保するため万全の措置をとる。

以上

義務教育諸学校における令和3年度使用教科用図書の採択に関する基本方針

兵庫県教育委員会

1 採択にあたっての基本的な考え方

- (1) 教科用図書の採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられないことがないよう、公正性及び透明性の確保を徹底し、採択権者が責任をもって採択すること。
- (2) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領に加え、県立学校及び市町組合教育委員会においては兵庫県教育基本計画である第3期「ひょうご教育創造プラン」の趣旨を踏まえながら、採択権者が教科用図書を適切に採択すること。

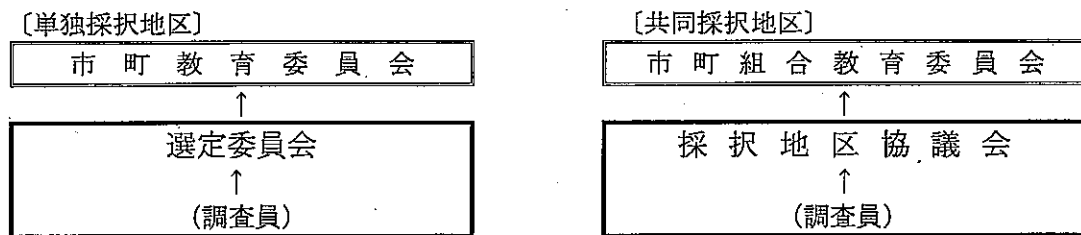
2 採択する教科用図書

- (1) 小学校、義務教育学校前期課程
令和元年度と同一の教科書を採択すること。
- (2) 中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程
中学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから新たに採択すること。
- (3) 特別支援学校及び特別支援学級
文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。
 - ア 文部科学省著作教科書
特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから新たに採択すること。
 - イ 一般図書
一般図書については毎年度異なる図書を採択することができるが、原則として、文部科学省発行の「令和3年度用一般図書一覧」に掲載されている図書から採択すること。

3 採択にあたっての体制

- (1) 公立小・中学校・義務教育学校（市立特別支援学校の小・中学部を含む）
 - ア 単独採択地区
 - (ア) 兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、選定委員会を組織すること。
 - (イ) 選定委員会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
 - (ウ) 選定委員会は、指導主事、小・中学校等の校長・教員からなる調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。
 - イ 共同採択地区
 - (ア) 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、協議により規約を定め採択地区協議会を組織すること。

- (イ) 採択地区協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- (ウ) 採択地区協議会は、指導主事、小・中学校の校長・教員から構成する調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。
 なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。
- (エ) 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。



- (2) 県立特別支援学校の小・中学部
 - ア 各学校において、選定委員会を設置すること。
 - イ 選定委員会の代表者は、校長、教員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命すること。
- (3) 国・私立学校及び公立大学法人が設置する学校
 - ア 前項に準ずる。
 - イ 私立学校は、前項イに理事を加えることができる。
 - ウ 各採択権者において、文部科学省からの通知等に基づき、適正に採択すること。

4 採択結果及び理由等の公表

採択権者は、教科書の採択結果及び理由等採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。

5 公正性・透明性の確保

- (1) 規範等の遵守
 - ア 校長、教員をはじめ採択関係者は、文部科学省の指導や教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」等を遵守すること。
 - イ 外部からの不当な影響により教科書採択が左右されることなく、採択権者の判断と責任で採択できるよう、学校と情報共有するなど密接に連携し、適切に対応すること。
- (2) 教科書発行者との健全かつ適切な関係の保持
 - ア 質の高い教科用図書とするためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見が反映されることは意義がある。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。しかしながら、一般の国民ないし地域住民から教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められることがないよう、教科書発行者との健全かつ適切な関係を保持すること。

イ 教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与もしくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法第32条、第33条又は第38条の規定に違反することになり得る。

(3) 教科書見本の取扱い

ア 教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としていると認識し、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

イ 教科書見本については、教科書発行者から各教育委員会に送付することができる上限を超えて求めることは厳に行わないこと。

ウ 平成29年度以前に検定を受けた教科書の見本については、教科書採択のための調査研究に限定して活用すべきであり、今後の授業等に活用する目的で教科書発行者に送付を求めないこと。

エ 採択期間終了後に、教科書発行者に授業研究や教材研究等のために教科書見本の送付を求めることは行わないこと。なお、採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究に有効活用すること。

オ 共同採択地区において、教科書見本の部数が過多となり、教科書発行者に引き取りを求める場合には、特定の教科書発行者のみに引き取りを求めないこと。

(4) 過大な宣伝活動等への対処

ア 宣伝活動等の加熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者が新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等の主催や開催の関与を行うことが禁止されていることを理解し、適切に対応すること。

イ 採択権者は、採択事務説明会などの機会を活用し、発行者の宣伝活動の実態を把握すること。また、採択事務に支障を来す事態が発生した場合や不当な働きかけがあった場合においては、警察など関係機関と連携しながら、毅然とした対応を取ること。

(5) 検定申請本の取扱い

検定申請本は、行政処分の対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（それと実質的に同一とみなされる活動を含む）に使用することは一切認められていないことを全ての採択関係者及び校長、教員に周知徹底すること。

6 その他

(1) 教科用図書の採択にあたっての具体的な手続きについては、「兵庫県採択事務取扱要領」に基づくこと。

(2) 共同採択地区においては、関係市町組合教育委員会と関係教育事務所により「採択地区適正規模化検討委員会」を設置し、採択地区がより適切なものとなるよう努めること。

(3) 教科書展示会場は、一般県民も閲覧することから可能な限り県民が参会しやすい施設とすること。

令和3年度使用県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び 県立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針

県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び県立特別支援学校高等部（以下「県立高等学校等」という。）の教科用図書の採択については、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領の趣旨に即しつつ、ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）を踏まえ、県教育委員会が採択を決定する。

1 採択する教科書

県教育委員会は、高等学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから、県立高等学校等で使用するものを採択する。

2 準教科書の使用

県立高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、特別な教育課程による場合において、検定済教科書及び文部科学省著作教科書のない場合は、他の適切な教科用図書（以下「準教科書」という。）を使用することができる。

3 採択手続き等

(1) 県立高等学校等の長は、この基本方針に基づき自校で使用する教科用図書の選定方針を定め、教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから自校の教育課程に最も適切な教科書を選定し、その選定方針を添えて、県教育委員会に申請するものとする。

県教育委員会は、この申請を受け採択を決定する。

(2) 県立高等学校等の長は、準教科書を使用する場合には、事前に県教育委員会に届け出るものとする。

4 採択結果及び理由等の公表

県立高等学校等の長は、採択の決定後、採択結果及び理由等の積極的な公表に努め、採択に関する説明責任を果たすこと。

5 選定についての留意点

(1) 県立高等学校等の長は、令和3年度使用教科用図書の選定並びに採択に関する組織である「県立〇〇学校教科用図書選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審議を経て、自校の教育課程に最も適切な教科用図書を公正に選定する。なお、教科書選定にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底すること。

(2) 選定委員会を組織するにあたって校長は、校長、教頭、教諭（主幹教諭含む）、学校評議員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命し、県教育長に届け出るものとする。その際、教科書の開かれた採択の観点から、学校評議員、保護者、学識経験者を少なくとも1名は含めるものとする。

(3) 県立高等学校等の長は、選定した教科用図書については、採択後に設置学科の変更等の特別な理由がない限り、採択後の取り消しや変更を行うことはできない。

義務教育諸学校における2020年度使用教科用図書の採択に関する基本方針

兵庫県教育委員会

1 採択にあたっての基本的な考え方

- (1) 教科用図書の採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられないことがないよう、公平性及び透明性の確保を徹底し、採択権者が責任をもって採択すること。
- (2) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領に加え、県立学校及び市町組合教育委員会においては兵庫県教育基本計画である第3期ひょうご教育創造プランの趣旨を踏まえながら、採択権者が教科用図書を適切に採択すること。

2 採択する教科用図書

(1) 小学校、義務教育学校前期課程

小学校用教科書目録（2020年度使用）に登載されている教科書のうちから新たに採択すること。

(2) 中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程

「特別の教科 道徳」を除き、中学校用教科書目録（2020年度使用）に登載されている教科書のうちから新たに採択すること。

(3) 特別支援学校及び特別支援学級

文部科学省検定済教科書（下学年用含む）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。

ア 文部科学省著作教科書

特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（2020年度使用）に登載されている教科書のうちから新たに採択すること。

イ 一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができるが、原則として、文部科学省発行の「2020年度用一般図書一覧」に掲載されている図書から採択すること。

3 採択にあたっての体制

(1) 公立小・中学校・義務教育学校（市立特別支援学校の小・中学部を含む）

ア 単独採択地区

(ア) 兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、選定委員会を組織すること。

(イ) 選定委員会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。

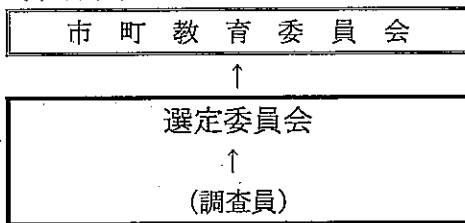
(ウ) 選定委員会は、指導主事、小・中学校等の校長・教員からなる調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。

なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。

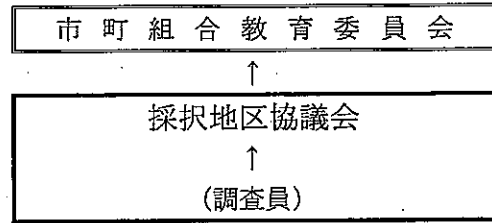
イ 共同採択地区

- (ア) 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、協議により規約を定め採択地区協議会を組織すること。
- (イ) 採択地区協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- (ウ) 採択地区協議会は、指導主事、小・中学校の校長・教員から構成する調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。
- (エ) 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。

[単独採択地区]



[共同採択地区]



(2) 県立特別支援学校の小・中学部及び中等教育学校前期課程

ア 各学校において、選定委員会を設置すること。

イ 選定委員会の代表者は、校長、教員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命すること。

(3) 国・私立学校及び公立大学法人が設置する学校

ア 前項に準ずる。

イ 私立学校は、前項イに理事を加えることができる。

ウ 各採択権者において、文部科学省からの通知等に基づき、適正に採択すること。

4 採択結果及び理由等の公表

採択権者は、教科書の採択結果及び理由等採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。

5 公正性・透明性の確保

(1) 規範等の遵守

ア 校長、教員をはじめ採択関係者は、文部科学省の指導や教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」等を遵守すること。

イ 外部からの不当な影響により教科書採択が左右されることなく、採択権者の判断と責任で採択できるよう、学校と情報共有するなど密接に連携し、適切に対応すること。

ウ 教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることから、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価で受け取ることは厳に行わないこと。

なお、学習用デジタル教科書の部分サンプルを含め内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料について、受け取ることは差し支えない。

(2) 教科書発行者との健全かつ適切な関係の保持

ア 質の高い教科用図書とするためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見が反映されることは意義がある。特に、学習用デジタル教科書など新たな教材の開発にあたっては、教員と教科書発行者が連携し、研究することが重要と考えられる。しかしながら、一般の国民ないし地域住民から教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められることがないよう、教科書発行者との健全かつ適切な関係を保持すること。

イ 教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与もしくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法第32条、第33条又は第38条の規定に違反することになり得る。

(3) 教科書見本の取扱い

ア 教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としていると認識し、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

イ 教科書見本については、教科書発行者から各教育委員会に送付することができる上限を超えて求めることは厳に行わないこと。

ウ 平成29年度以前に検定を受けた教科書の見本については、教科書採択のための調査研究に限定して活用すべきであり、今後の授業等に活用する目的で教科書発行者に送付を求めないこと。

エ 採択期間終了後に、教科書発行者に授業研究や教材研究等のために教科書見本の送付を求めないこと。なお、採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究に有効活用すること。

オ 共同採択地区において、教科書見本の部数が過多となり、教科書発行者に引き取りを求める場合には、特定の教科書発行者のみに引き取りを求めないこと。

(4) 過大な宣伝活動等への対処

ア 宣伝活動等の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者が新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等の主催や開催の関与を行うことが禁止されていることを理解し、適切に対応すること。

イ 採択権者は、発行者の宣伝活動の実態を把握すること。また、採択事務に支障を来す事態が発生した場合や不当な働きかけがあった場合においては、警察など関係機関と連携しながら、毅然とした対応を取ること。

(5) 検定申請本の取扱い

検定申請本は、行政処分の対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（それと実質的に同一とみなされる活動を含む）に使用することは一切認められていないことを全ての採択関係者及び校長、教員に周知徹底すること。

6 その他

(1) 教科用図書の採択にあたっての具体的な手続きについては、「兵庫県採択事務取扱要領」に基づくこと。

(2) 共同採択地区においては、関係市町組合教育委員会と関係教育事務所により「採択地区適正規模化検討委員会」を設置し、採択地区がより適切なものとなるよう努めること。

(3) 教科書展示会場は、一般県民も閲覧することから可能な限り県民が参会しやすい施設とすること。

2020年度使用県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び 県立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針

県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び県立特別支援学校高等部（以下「県立高等学校等」という。）の教科用図書の採択については、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領の趣旨に即しつつ、ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）を踏まえ、県教育委員会が採択を決定する。

1 採択する教科書

県教育委員会は、高等学校用教科書目録（2020年度使用）に登載されている教科書のうちから、県立高等学校等で使用するものを採択する。

2 準教科書の使用

県立高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、特別な教育課程による場合において、検定済教科書及び文部科学省著作教科書のない場合は、他の適切な教科用図書（以下「準教科書」という。）を使用することができる。

3 採択手続き等

(1) 県立高等学校等の長は、この基本方針に基づき自校で使用する教科用図書の選定方針を定め、教科書目録（2020年度使用）に登載されている教科書のうちから自校の教育課程に最も適切な教科書を選定し、その選定方針を添えて、県教育委員会に申請するものとする。

県教育委員会は、この申請を受け採択を決定する。

(2) 県立高等学校等の長は、準教科書を使用する場合には、事前に県教育委員会に届け出るものとする。

4 採択結果及び理由等の公表

県立高等学校等の長は、採択の決定後、採択結果及び理由等の積極的な公表に努め、採択に関する説明責任を果たすこと。

5 選定についての留意点

(1) 県立高等学校等の長は、2020年度使用教科用図書の選定並びに採択に関する組織である「県立〇〇学校教科用図書選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審議を経て、自校の教育課程に最も適切な教科用図書を公正に選定する。なお、教科書選定にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底すること。

(2) 選定委員会を組織するにあたって校長は、校長、教頭、教諭（主幹教諭含む）、学校評議員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命し、県教育長に届け出るものとする。その際、教科書の開かれた採択の観点から、学校評議員、保護者、学識経験者を少なくとも1名は含めるものとする。

(3) 県立高等学校等の長は、選定した教科用図書については、採択後に設置学科の変更等の特別な理由がない限り、採択後の取り消しや変更を行うことはできない。

- 1 令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書の報告にあたっては、西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針及び義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領に従って、厳正かつ公平に行う。
- 2 令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択替えについては、新たに文部科学大臣の検定を経た中学校教科用図書のみを対象とする。
- 3 児童生徒の実態と西宮市の実態を十分考慮し、西宮市の児童生徒にとって最適な教科用図書を採択できるよう、調査研究を行う。
- 4 調査研究を行うにあたっては、発行者から送付されるすべての教科書見本について、調査研究を行う。また、発行者が作成する「教科書編集趣意書」及び兵庫県教育委員会が作成する「令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書兵庫県採択事務取扱要領調査研究資料」を参考として、調査研究を行う。
- 5 報告書を作成するにあたって、検討する観点は以下の通りとする。
 - I 全教科に共通に設定する観点
 - ① 教科目標から見た編集の適切さ
 - ・資質・能力の3つの柱の育成に向けた工夫
 - ② 主体的・対話的で深い学びについての工夫
 - ア. 言語活動を充実するための工夫
 - イ. ICTを活用した学習活動の工夫
 - ウ. 学習を見通したり振り返ったりするための工夫
 - エ. 積極的に他者と関わる力をつけるための工夫や体験的な活動を取り入れるための工夫
 - オ. 問題解決的な学習や課題発見ができる教材の工夫
 - ③ 他教科との連携の工夫
 - ④ 写真・挿絵・記号・図等のわかりやすさ
 - ⑤ 表記・表現のわかりやすさ
 - ⑥ 単元（教材の配列）の適切さ
 - ⑦ 判・ページ数
 - II 特別の教科「道徳」に設定する追加観点
 - ② 主体的・対話的で深い学びについての工夫
 - ア. 言語活動を充実するため工夫
 - イ. 学習を見通したり振り返ったりするための工夫
 - ウ. 積極的に他者と関わる力をつけるための工夫や体験的な活動を取り入れるための工夫
 - エ. 個々の考えを深めるための工夫
 - オ. 問題解決的な学習や課題発見ができる教材の工夫
 - ⑧ 現代的な課題への対応
- 6 特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条第1項による教科用図書の採択については、児童生徒一人ひとりの実態に応じ、最も相当と思われる教科用図書を検討する。また、特別支援学級用の一般図書の採択については、国や県が提示する一般図書一覧を基に検討する。

■ 西宮教育の理念

“夢はぐくむ教育のまち西宮”

…夢を失わない限り、道は必ず開かれるという考え方のもとに、子供たちには、震災を心の憂いとせず、困難をバネとして自らの人生をたくましく切り拓き、社会の有為な形成者として育ててほしいという願いが込められており…

■ 学校教育推進の目標

主体的に自らの人生を切り拓き、よりよい社会を創ろうとする子供の育成

・時代の変化に対応するため、新幼稚園教育要領と新学習指導要領では、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携してはぐくむ、「社会に開かれた教育課程」を実現していくこと、教育課程においては、「何ができるようにするか」を明確に示し、習得・活用・探求のバランスを工夫し、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」を引き出す授業改善を行うことなどが必要とされている。また、教科横断的な視点から教育課程を編成し、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントに努めることも求められている。

・一人ひとりの子供が将来を見据えて、学ぶ意義や目的を見いだし、充実した人生を送る基盤が形成できるよう、個々の成長段階を踏まえたキャリア発達の促進が必要である。幼稚園では、遊びを通じた保育の中ではなく自立心や社会生活との関わりが、小中高等学校では、特別活動を要として教育活動全体を通して行うキャリア教育ではなく、自己の生き方や社会との関わりを考える力が求められる。

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことや、今後、成年年齢が18歳に引き下げられることにより、児童生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる。特に高等学校においては、魅力ある市立高等学校づくりを推進する中で、社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探求を深める未来の創り手を育成するために、主権者教育や消費者教育等の充実が求められる。

・今まで各校で取り組んできたグループ・ワーク、探求的な学習活動、様々な体験活動、学校図書館やICT機器を活用した指導等の成果や現状分析を踏まえ、より子供の主体性を引き出し、双方向的・協働的な学びが展開できるような指導方法の充実を図っていきたい。また、社会とのつながりをより意識させるためにも、専門的知識・技能を有している地域人材の協力を得たり、行政・専門機関などと連携を図ったりするなど、地域の教育資源を有効に活用した。

・子供たちに身につけさせるべき「基礎的・基本的な知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」は表裏一体の関係にあり、思考力を育てるためには基礎的な知識が必要であり、基礎的な知識の定着のためには思考させる活動が必要である。また、「主体的・対話的で深い学び」の過程は、知識・技能を定着させる上でも、学習意欲を高める上でも効果的であることが指摘されており、確かな学力をはぐくむ視点からも、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業の工夫・改善が必要である。

・また、子供一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすためには、子供の発達を踏まえ、子供や学校の実態に応じ、様々な学習活動を取り入れることや指導方法の工夫・改善により、個に応じた指導の充実を図りたい。

・道徳科の授業は道徳教育の要として位置づけられており、その充実が求められる。子供が、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習ができる授業づくりに励みたい。

夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する → 西宮市 学校教育の推進目標 基本目標2
 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する → 西宮市 学校教育の推進目標 基本目標1

Society5.0 に向けた人材の育成～社会が変わる、学びが変わる～ 文部科学省

科学技術が急速に進歩し、AI等と共存していく社会の中で「人間の強み」を発揮し、AI等を使いこなしていくためには「文章や情報を正確に読み解き対話する力」や「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力」が共通して求められる。

↓このような力を育むために 「**学びの在り方の変革**」

- ・学校がこれまでの一斉一律の授業のみならず、読解力等の基盤的学力を確実に習得させつつ、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場となる
- ・同一学年集団の学習に加えて、学習履歴や学習到達度、学習課題に応じた異年齢・異学年集団での協働学習が拡大していく。

↓取り組むべき政策の方向性と具体的施策

(1) 公正に個別最適化された学びの実現

- ・個人個人の学習の内容を蓄積していく「スタディ・ログ (学習履歴)」から見えてくる自分自身にあった学びとして「学びのポートフォリオ」を活用する。

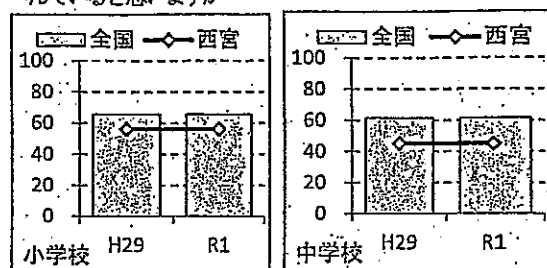
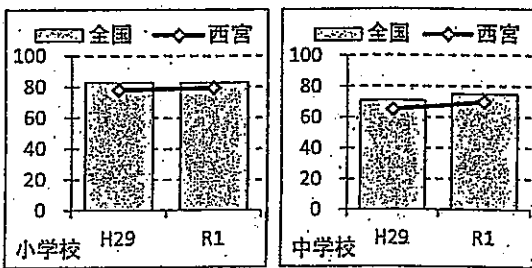
(2) 基盤的な学力や情報活用能力の習得

■ 本市の子供の実態

…全国学力・学習状況調査や市独自の学力調査、その他各種調査により傾向の把握に努めてきた。学力面の習得状況については、小・中学校のほとんどの教科で概ね良好であるが、課題解決に向けて自分で考えることや、考えたことがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫することに課題が見られる。意識面においては、自己肯定感は総じて高いが、自分自身と地域を関連付けて考えようとする姿勢は少ない。

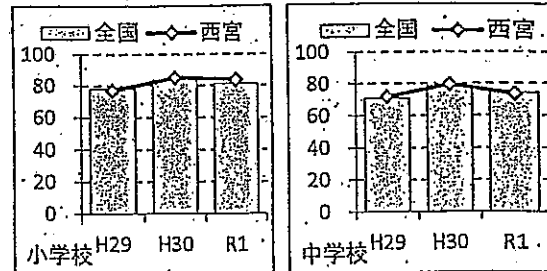
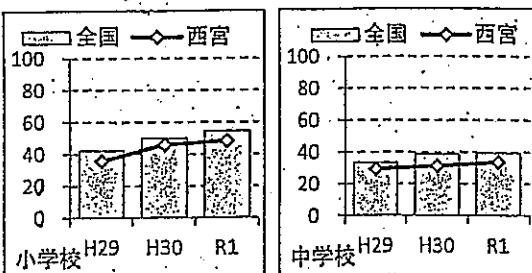
授業で学んだことを、ほかの学習に生かしていますか

総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると思いますか



地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか

自分には、よいところがあると思いますか



味わい自然や動植物を愛護する心を育てることができる自然体験活動、地域の一人として社会参画の意欲を高めることができる地域の行事への参加など、様々な体験活動の充実が求められている。学校外の様々な人や事物に出会う体験活動は、生徒の世界を広げ、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となる。共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを実感させ、他者、社会、自然・環境との関わりの中で共に生きる自分への自信をもたせることが大切である。各学校においては、学校の教育活動全体において生徒や学校の実態を考慮し、豊かな体験の積み重ねを通して生徒の道徳性が養われるよう配慮することが大切である。その際には、生徒に体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。

さらに、地域の行事への参加も、幅広い年齢層の人々と接し、人々の生活、文化、伝統に親しみ、地域に対する愛着を高めるだけでなく、地域貢献などを通じて社会に参画する態度を育てるなど、生徒にとっては道徳性を養う豊かな体験となる。具体的には、学校行事や総合的な学習の時間などでの体験活動として、自治会や社会教育施設など地域の関係機関・団体等で行う地域振興の行事や奉仕活動、自然体験活動、防災訓練などに学校や学年として参加することなどが考えられる。その場合には、地域の行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながら生徒の豊かな体験が充実するよう進めることが大切である。

(3) 道徳教育の指導内容と生徒の日常生活

道徳教育で養う道徳性は、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となるものである。日常生活の様々な場面で意図的、計画的に学習の機会を設け、生徒が多様な意見に学び合いながら、物事を多面的・多角的に考え、自らの判断により、適切な行為を選択し、実践するなど、道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。

特に、いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育や道徳科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

ア いじめの防止

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、ともすると不登

校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。子供から大人まで、社会全体でいじめの防止等に取り組んでいく必要がある。その対応として、いじめ防止対策推進法が公布され、平成25年9月から施行されている。各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に一丸となって取り組むことが求められている。教師は、いじめはどの子供にもどの学校にも起こり得るものであることを認識し、人間としての生き方について生徒と率直に語り合う場を通して生徒との信頼関係を深め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に努めなければならない。

いじめの防止等と道德教育との関連を考えた場合、同法第15条の中に「児童等の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と示されている。

すなわち、道德教育においては、道德科を要とし、教育活動全体を通して、生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことをはじめとし、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などをしっかりと育てることが大切である。そして、こうして学んだことが、日常生活の中で、よりよい人間関係やいじめのない学級生活を実現するために自分たちにできることを相談し協力して実行したり、いじめに対してその間違いに気づき、友達と力を合わせ、教師や家族に相談しながら正していこうとしたりするなど、いじめの防止等に生徒が主体的に関わる態度へとつながっていくのである。

とりわけ中学校では、生徒自身が主体的にいじめの問題の解決に向けて行動できるような集団を育てることが大切である。生徒の自尊感情や対人交流の能力、人間関係を形成していく能力、立場や意見の異なる他者を理解する能力などいじめを未然に防止するための資質・能力を育むとともに、様々な体験活動と協同して探究する学習活動を通して、学校・学級の諸問題を自主的・協働的に解決していくことができる集団づくりを進めることが求められる。

なお、道德教育の全体計画を立案するに当たっても、いじめの防止等に向けた道德教育の進め方について具体的に示し、教職員の共通理解を図ることが大切である。その際、「生徒指導提要」(文部科学省)等を活用して、いじめをとらえる視点やいじめの構造などについて理解を深め、いじめの問題に取り組む基本姿勢を確認するとともに、開発的・予防的生徒指導を充実させていくことが求められる。

よう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型中学校及び併設型中学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

● 第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

- (2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。
- (3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- (6) 生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。